

○ 高知市プール及び水泳場管理指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、プール及び水泳場について必要な基準等を定めることにより、当該プール及び水泳場を利用する者の安全及び衛生を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「プール」とは、水を貯留して多数人に水泳させるプール(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校に設置するものを除く。)をいう。

2 この要綱において「遊泳用プール」とは、プールのうちプール本体の水の容量の合計がおおむね100立方メートル以上のものをいう。

3 この要綱において「水泳場」とは、海及び河川等に区域を定めて公衆に水泳をさせる場所で、第4条に定める水泳場の施設基準を満たしているものをいう。

(届出)

第3条 遊泳用プール又は水泳場(以下「遊泳用プール等」という。)を新たに設置しようとする者は、第1号様式による遊泳用プール等設置届によりあらかじめ保健所長に届け出なければならない。

2 遊泳用プール等を設置した者(以下「遊泳用プール等設置者」という。)は、前項の規定により届け出た事項について変更するときは、第2号様式による遊泳用プール等設置届出事項変更届によりあらかじめ保健所長に届け出なければならない。

3 遊泳用プール等設置者は、遊泳用プール等を廃止したときは、第3号様式による遊泳用プール等廃止届により遅滞なく保健所長に届け出なければならない。

4 遊泳用プール等設置者は、第1項の規定により遊泳用プール等の設置を届け出た後、季節的に短期間遊泳用プール等を開設しようとするときは、当該設置をした年の翌年から毎年開設前に第4号様式による遊泳用プール等開設届を保健所長に届け出なければならない。

(遊泳用プール等の設備基準)

第4条 遊泳用プール等の設備は、別に定める設備基準に適合しなければならない。

(水質基準)

第5条 プール及び水泳場の水質は、別に定める水質基準に適合しなければならない。

(設置者の責務)

第6条 プール又は水泳場を設置した者(以下「設置者」という。)は、当該プール又は水泳場に起因する疾病等が発生したときは、直ちに保健所長に通報し、その指示に従わなければならない。

2 設置者は、当該プール又は水泳場において事故が発生したときは、直ちに関係機関に通報するとともに速やかに保健所長に報告しなければならない。

3 設置者は、前条による水質基準を遵守できないときは、当該プール又は水泳場の利用を停止する等適切な措置を講じなければならない。

(遊泳用プール等設置者の責務)

第7条 遊泳用プール等設置者は、次条に規定する管理責任者が同条第2項の措置を講じないときは、遊泳用プール等の利用を停止する等適切な措置を講じなければならない。

(管理責任者)

第8条 遊泳用プール等設置者は、遊泳用プール等における安全で衛生的な管理及び運営に当たる管理責任者を置かなければならない。

2 前項の管理責任者は、別に定める安全で衛生的な維持管理基準による措置を講じなければならない。

(衛生管理者)

第9条 設置者は、当該プール又は水泳場の衛生及び管理の実務を担当する衛生管理者を置かなければならない。

2 前項の衛生管理者は、プール及び水泳場における安全及び衛生に関する知識及び技能を有する者でなければならない。

3 設置者は、保健所等が開催するプール及び水泳場における安全及び衛生に関する講習会を第1項の衛生管理者に受講させるように努めなければならない。

(利用者の遵守事項)

第10条 遊泳用プール等を利用する者は、自らの安全に十分留意するとともに、当該遊泳用プール等における注意事項を遵守し、第8条第1項の管理責任者の指示に従わなければならない。

(報告、指導等)

第11条 保健所長は、設置者、管理責任者又は衛生管理者の協力を得て、当該プール又は水泳場の構造及び管理の状況等について報告若しくは資料の提出を求め、又は管理の状況等について立入調査を行うことができる。

2 保健所長は、前項の立入調査等の結果、利用者の安全及び衛生の確保等のため必要があると認めるときは、助言、勧告等の指導を行うものとする。

(その他)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に高知県プール及び水泳場管理指導要綱(平成8年7月1日制定。以下「県要綱」という。)の規定により高知県の保健所長に対して行った届出その他の行為は、この要綱の相当規定により高知市の保健所長に対してなされたものとみなす。

(鏡村及び土佐山村の編入に伴う経過措置)

3 鏡村及び土佐山村の編入(以下この項において「編入」という。)の際現に効力を有する県要綱の規定に基づきされた届出その他の行為のうち、編入の日以後において高知市の保健所長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、この要綱の相当規定に基づきされたものとみなす。

(春野町の編入に伴う経過措置)

- 4 4 春野町の編入（以下「編入」という。）の際現に効力を有する県要綱の規定に基づきされた届出その他の行為のうち、編入の日以後において高知市の保健所長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、この要綱の相当規定に基づきされたものとみなす。

附 則(平成 14 年 4 月 1 日告示第 83 号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正前の高知市プール及び水泳場管理指導要綱の規定による様式は、この要綱による改正後の高知市プール及び水泳場管理指導要綱の規定による様式にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。

附 則(平成 14 年 5 月 2 日告示第 106 号)

この要綱は、平成 14 年 5 月 31 日から施行する。

附 則(平成 17 年 1 月 1 日告示第 13 号)

この要綱は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成19年11月5日告示第174号)

この要綱は、平成20年 1 月 1 日から施行する。